

警防活動時等における安全管理マニュアルの 具体的な見直し内容について

1 見直しの基本方針

- 基本的な内容、構成については、現行のマニュアルをベースに見直す。
→これまでのマニュアルとの整合性を維持させる。
- ヒヤリハットデータベース等の事故事例の分析結果を反映させる。
→例：死傷事案が多く発生している火災の項目を強化させる等
- 現在の時代に沿った形になっているかどうかの検討を行う。
→追加項目や削除項目の洗い出し

2 見直しの手順（作業の流れ）

第2回検討会

- ・マニュアルの具体的見直し手順の検討
- ・課題や論点の抽出等

- ・安全管理に関するアンケートの実施（各消防本部）
7月下旬アンケート送付→8月中旬〆切り→9月上旬集計

- （検討会委員の）各消防本部における追加及び削除項目等の検討
7月下旬作業開始→8月下旬事務局へ結果報告→取りまとめ→第3回検討会

- ・ヒヤリハットデータベース等の事故事例を事例へ反映
7月下旬作業開始→第3回検討会までに取りまとめ

第3回検討会（9月上旬）

- ・第2回検討会での検討結果
 - ・アンケート集計結果
 - ・各消防本部での検討結果
 - ・ヒヤリハットデータベース等の事故事例の取りまとめ結果
 - ・「警防活動時等における安全管理マニュアル（素案の一部例示）」
- 以上を踏まえ、今後のマニュアルの見直し方針を決定する。

第4回検討会

- ・「警防活動時等における安全管理マニュアル（案）」

3 具体的な見直し内容について（事務局（案））

（1）構成等について（資料3-2参照）

① 「I 総論」部分の扱いについて

- ・現在の「I 総論」の行動総論の部分を、火災をモデルに作成する。
→ヒヤリハットデータベースの分析から火災に特化した構成にする。
- ・行動総論は、「出場から帰署まで」を時系列で作成する。
→個別具体的なものではなく、一連の流れが分かる形で作成する。
- ・「I 総論」部分に、副読本的な役割を持たせる。
- ・後段の「II 各論」部分には、いわゆる手引き書的な役割を持たせる。

② 追加項目の検討

○これまでに消防庁が発出した通知を、新規項目として追加

（訓練関係通知は除く）

- ・ 鉄道災害
- ・ RDF（ごみ固形化燃料等）施設火災
- ・ 石綿（アスベスト）
- ・ 大雨災害時の警戒活動
- ・ 硫化水素事案
- ・ 倉庫火災（サンドイッチパネル）

○ヒヤリハットデータベースや殉職事例などのデータをマニュアルへ反映

例）建物倒壊危険についての記載部分（現状でも記載はあるが、殉職者が多いにもかかわらず、記載内容は少ない）

○その他 必要に応じて新規項目を追加

航空隊（ヘリ）による救助事案、国民保護に関する活動

③ 現在の時代に沿った内容になっていない箇所の更新

- ・ 例）すべり棒…など

（2）ページレイアウトについて（資料3-3参照）

① 見やすくするための工夫

- ・ 見出しなどの追記
- ・ 中見出し（ヘッダーやフッター）に項目を追加
- ・ 2ページ以上にまたがる場合、空欄の項目が無いようにする。

② 用紙サイズ

- ・ B4サイズからA4サイズに変更

③ 文字の強弱

- ・ 字体や大きさ（フォントサイズ）等、色で強弱を表現するか。

4 政令市等の安全管理マニュアルの紹介

(資料3-4参照)

5 アンケートの実施について

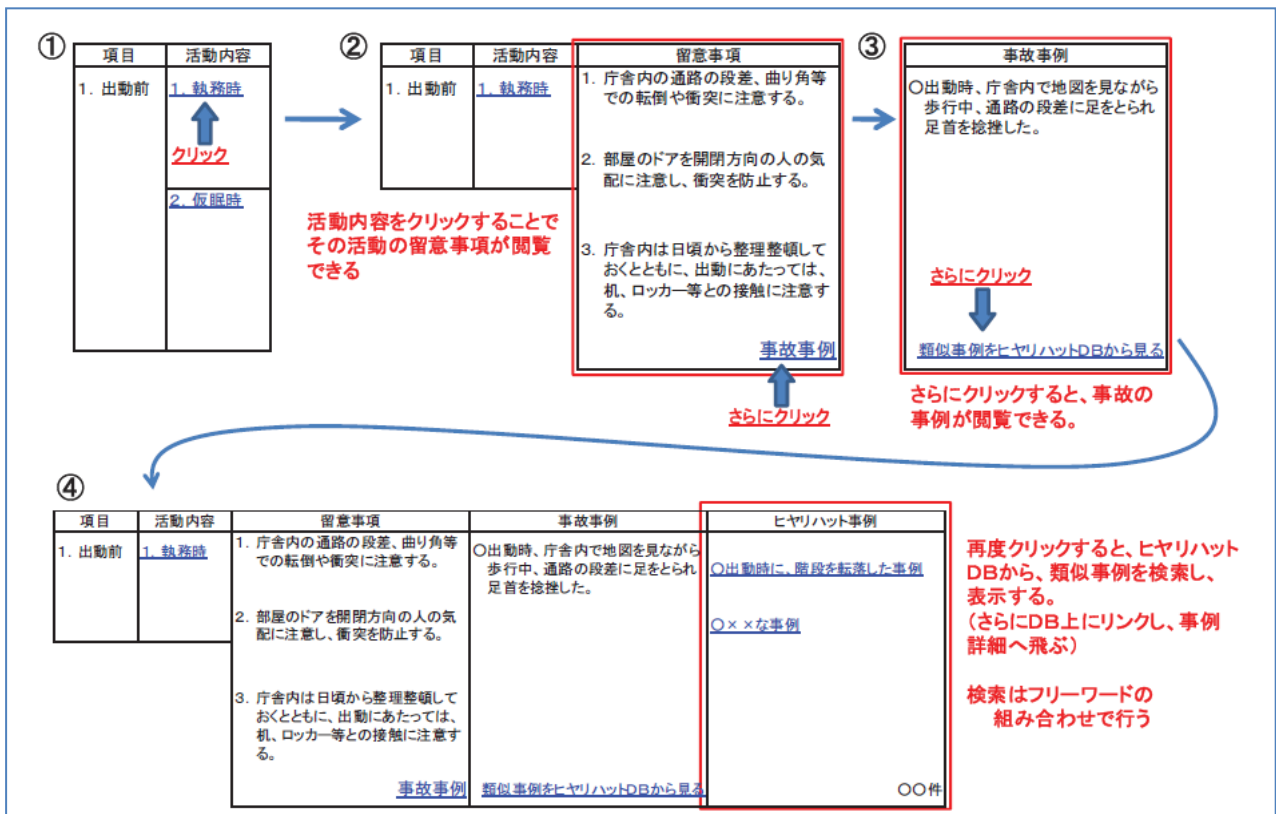
(資料3-5参照)

6 その他(より読みやすい、分かりやすくするための工夫)

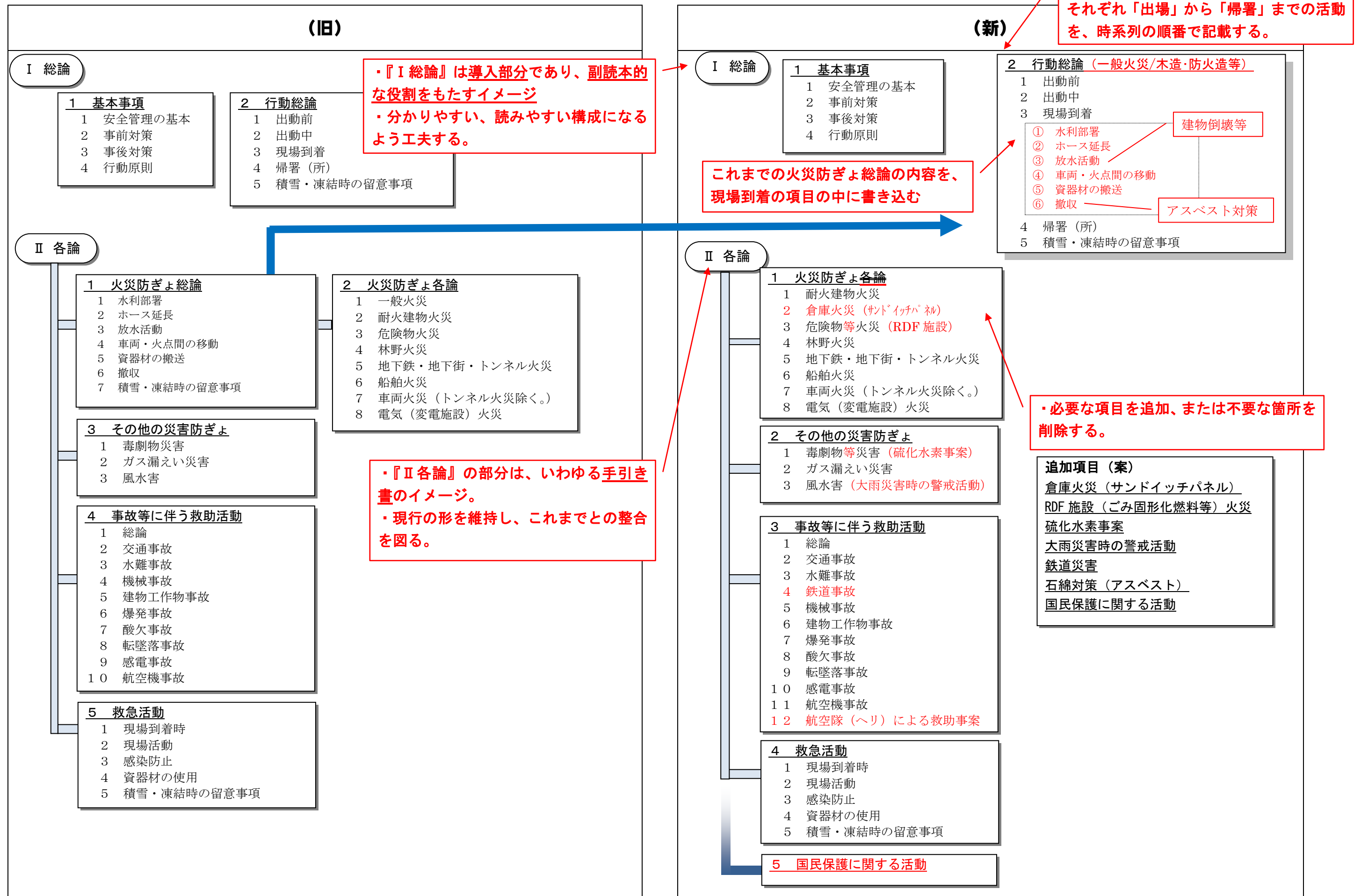
(1) マニュアルのWEB化(ヒヤリハットデータベース等とのリンク)

- ・WEB上(総務省消防庁ホームページ)に安全管理マニュアルを掲載し、事故事例がヒヤリハットデータベースとリンクするようになる。
- ・これによりマニュアルの留意事項と事故事例が連動して見られるようになる。
- ・ヒヤリハットデータベースと連動することで、最新の事故事例(ヒヤリハット事例)をマニュアルに生かすことができる。

(WEB化イメージ)



○警防活動時等における安全管理マニュアル 構成見直し 新旧対照表 (案)



行動総論の部分を、火災出場をモデルに、それぞれ「出場」から「帰署」までの活動を、時系列の順番で記載する。

・『I 総論』は導入部分であり、副読本的な役割をもたすイメージ
・分かりやすい、読みやすい構成になるよう工夫する。

これまでの火災防ぎよ総論の内容を、現場到着の項目の中に書き込む

・必要な項目を追加、または不要な箇所を削除する。

- 追加項目 (案)**
- 倉庫火災 (サドイッチパネル)
 - RDF施設 (ごみ固形化燃料等) 火災
 - 硫化水素事案
 - 大雨災害時の警戒活動
 - 鉄道災害
 - 石綿対策 (アスベスト)
 - 国民保護に関する活動

・『II 各論』の部分は、いわゆる手引き書のイメージ。
・現行の形を維持し、これまでとの整合を図る。

(イメージ図)

第二章 火災防ぎよ 基本的事項

見出しの追加

見出しの追加

II 警防活動時等における安全管理マニュアル(各論)

1. 火災防ぎよ総論

項目	活動内容	留意事項	事故事例
1. 水利部署	1. 水利誘導時	水利へ車両を誘導するときは、水利の位置及び停車位置を明確に示すとともに、ホース等の障害物を排除して行う。	▶ 車両の誘導時、路上に延長されていたホースにつまづき、足首を捻挫した。
	2. 吸管操作時	1. 吸管を伸長するときは、吸管的ねじれによる跳ね返りに注意する。 2. 吸管を伸長するときは、車両の吸管止め金具で指をはさまないように注意する。 吸管及び吸管ローブにつまづかないように注意す 夜間、消火栓及び防火水槽に部署し、ふたを開放するときは、 つまづかないよう注意 するとともに、 防火水槽等への転落を防止する。	▶ 吸管ローブにつまづき転倒し、ひじを負傷した。 ▶ 夜間、防火水槽へ吸管を投入する時、そのふたにつまづき転倒し、ひざを打撲した。

大切な部分は文字の色や大きさに変更を加えて目立つようにする。

ページの追加

— 4 9 —

A4 サイズに変更

○政令市等の安全管理マニュアルの特徴




<p>(別紙 1)</p> <p>東京消防庁</p>	<p>(名称)</p> <p>安全管理基準</p>	<p>(構成)</p> <p>表により各行動別に安全管理行動を記載</p>
<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指揮本部長、中・小隊長、隊員・機関員ごとに主体を明確にしている ・ 絶対的厳守事項と基本的厳守事項を別枠化し、行動原則を明確にしている ・ 重要部分をゴシック太字にすることで、視覚的に訴える構成となっている ・ 事故事例の表記はなし 		
<p>(別紙 2)</p> <p>横浜市消防局</p>	<p>(名称)</p> <p>安全管理マニュアル</p>	<p>(構成)</p> <p>表により各行動別に安全管理行動を記載</p>
<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項から(赤)、(青)、(黒)と色分けし、視覚的に訴える構成となっている ・ チェックリスト方式になっており、安全管理行動の確認を行いやすいような構成になっている。 ・ 図(写真)を掲載することで、見るものにイメージを持たせるような構成になっている ・ 事故事例を掲載することで、注意喚起を促す構成になっている 		
<p>(別紙 3)</p> <p>京都市消防局</p>	<p>(名称)</p> <p>災害現場活動に係る 安全管理要領</p>	<p>(構成)</p> <p>文字によるアウトライン構成</p>
<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条文構成になっており、安全管理の基本理念から各行動まで細かに押さえた内容になっている ・ 適宜コラム的に用語説明等を交えており、職員の教材としても活用できるような内容になっている ・ 事故事例の記載はなし 		


火災現場の安全基準

行動別	指揮本部長	中・小隊長	隊員	機関員
1 出場準備	絶対厳守事項 ① 指令内容、地域特性、建物用途、気象状況等から危険性を事前に予測せよ。 ② 出火建物等の危険情報を周知せよ。 ③ 個人装備の完全着装を徹底せよ。			
	基本的留意事項 ① 指令内容（特に付加情報）は確実に聴取し、落ち着いて行動する。 ② 階段及びびべッドのはしご等を降りる際は、一段ごと確実に降り頭上にも注意する。 ③ 出会い頭の衝突事故に注意する。 ④ 車庫内は狭いため、他の隊員、各種資器材等との衝突及び接触に注意する。 ⑤ 車両の前の横切りは非常に危険であり、十分注意する。 ⑥ 携帯警報器の電源を隊長及び隊員相互で確認する。			
2 出場	絶対厳守事項 ① 庁舎出口の周囲の交通状況や通行人の安全を確認して迅速出場せよ。 ② 緊急通行権を過信せず、緊急走行における安全は乗車員全員で確保せよ。 ③ 乗車員全員で危険を予測し、安全管理体制を図れ。 ④ 荒天時及び渋滞時は、細心の注意を払え。			荒天時及び渋滞時は、状況に応じた予測運転を実施せよ。
	基本的留意事項 ① 赤信号交差点の通過は停止線ごとに確実に一旦停止し、安全を確認する。 ② 対向車線の走行は必要最小限とする。 ③ 緊急走行中は窓を開放し、乗車員全員で安全を確認する。 警防計画、無線情報、署隊本部情報等に基づき的確に必要事項を下命する。	① 拡声器とサイレンを効果的に活用して安全走行を確保する。 ② 拡声器の活用は、早口にならず、一般ドライバー及び歩行者が理解しやすい言葉で意思の伝達を行う。 ③ 緊急車相互の競合に注意する。 ④ 無線情報等を全隊員に周知徹底する。	① 乗車員全員が安全を確認する。 ② 無線情報、隊長の指示事項等に基づきに危険を予測する。	① 出場は誘導員の合図だけでなく、自分の目で安全を確認する。 ② 出場順路の信号機ごとに確認し、乗車員とともに交通状況及び道路状況を確認する。 ③ 気象状況、交通状況及び路面状況に応じた走行速度の確保、ハンドルの操作及びブレーキ操作を行う。 ④ 危険を予測し回避運転を行う。

VI 災害現場における安全管理（各論）

第1 火災防ぎよ

1-1 一般火災 建物の構造、外壁の形状等の潜在危険を早期に掌握し、二次災害防止に努めなければならない。			
(1) 破壊・進入（チェック項目）			
実施上の留意事項	ア 破壊活動 (ア) 共通事項 荷重がかかっている部分を破壊するときは、破壊（切断）に伴う崩壊、落下物等を防止するため、破壊の始めは徐々に力を加え、破壊箇所とつながっている他の箇所への力の伝わりを確認しながら実施しているか。		
	(イ) 窓、ドア等の開口部の破壊 a ドア、窓等を破壊するときは、急激な火煙の噴き出しが考えられるので、必ず注水態勢を整えたとともに、側面に位置して必要最小限の範囲の破壊にとどめているか。 b 不用意な開口部の破壊は、急激な延焼拡大や火煙の流入が急変するため、行わない。 c 延焼建物のシャッターを破壊するときは、火煙の吹き出しが考えられるのでシャッターの下部を切断するとともに、必ず注水態勢を整えておく。		
	(ウ) 屋根、壁体等の破壊 a 木造、防火造建物は、壁間内が焼きすると内壁やモルタル外壁が崩壊するおそれがあるため破壊する時の力の加減に配意し、退路を確保して実施する。 b 天井は、天井裏が焼きすると強度が低下して天井全体が落下する危険があるため、破壊時は天井のたわみ等に留意し、原則として部屋の隅から破壊する。 c 木造建物では、フラッシュオーバー発生後の時間経過や、死角となりやすい柱と梁との結合部等の焼き状況にも注意を払い、消防活動を実施したか。 d 2階建て木造軸組工法その他、3階建てやツーバイフォー工法、鉄骨造その他の建築物における火災現象も踏まえ活動したか。		
	(エ) エンジンカッター等による破壊 a エンジンカッターで破壊活動を行うときは、切断時の火花等による引火等の二次災害を防止しているか。		
	参考図		
	(a)  * 地水利及び気象状況に伴う指示が行われているか。	(b)  * 危険を伴う活動に対し安全措置が指示されているか。	(c)  * 転落防止等の措置が実施されているか。
	事故事例	1 注水障害のトタン板を素手で引張ったところ、トタンの縁で右手を切創した。 2 2階の窓ガラスを破壊した時、ガラス片が飛散し、地上で活動していた隊員にあたり、右手甲を切創した。 3 とび口で羽目板を破壊中、とび口の柄が後方の隊員にあたり、顔面を打撲した。 4 破壊したドアを隊員が強く引いたところ、勢いあまってドアが倒れ、隊員が腰部を打撲した。 5 破壊する窓の正面に位置して窓を破壊したため、飛散したガラスに触れ、右手指を切創した。 6 完全な防火着装をしないでエンジンカッターを使用したため、火花が胸元に入り火傷した。 7 モルタル外壁を破壊した際、粉じんが目に入り、角膜を負傷した。 8 積載はしごを利用して2階ベランダに進入し、施錠されているガラス戸を注水態勢が整わないうちに破壊したところ、急激に火勢が拡大し、顔面を火傷した。 9 はしご上から筒先で頭上の窓ガラスを破壊したところ、飛散したガラス片で左手首を切創した。 10 破損した窓枠に寄りかかり放水中、窓枠に残っていたガラス片に触れ、左手を切創した。 11 エンジンカッターでシャッターを切断中、その切り粉が近くで待機していた隊員の目に入り受傷させた。	

1-2 一般火災	
(1) 破壊・進入活動 (チェック項目)	
実施上の留意事項	イ 進入活動
	(ア) 共通事項
	火点室及び延焼建物に開口部を開放し、進入しようとする際には、フラッシュオーバーやバックドラフト現象により、急激に火炎や濃煙等の噴き出しを考慮し、援護注水態勢が整えられているか。 (※前兆現象・火点側への空気の吸い込み現象が確認されているか。)
	(イ) 積載はしご、地物等を利用した進入
	a 開口部に架ていすときは、濃煙等の噴き出しに注意する。
	b 積載はしごを使用して進入するときは、はしごを固定する等退路の確保が行われているか。
	c 窓から室内に進入するときは、燃え抜けに注意し、とび口等で足場の強度を確認しているか。
	d アーケードを利用するときは、転落を防止するため、設置されている消火用足場以外の場所から進入していないか。
	e 下屋、軒、物干台等から進入するときは、その強度を確認し、特に窓の手すり等のもろい場合の確認が行われているか。
	(ウ) 延焼建物への進入
a 放水開始前においては、筒先員は、内部進入し過ぎないように注意するとともに、放水前であっても、筒先が確実に確保されているか。	
b 屋内に進入するときは、障害物の状況・進入先の強度等をとび口等で確認する。特に、夜間及び濃煙中は視界が悪いので十分行われているか。	
(エ) その他	
a 木造密集地火災において建物間に進入するときは、火勢の回り込み、飛び火等により退路を断たれるおそれがあるので、予備注水が行なわれているか。	
b 木造密集地火災において建物間に進入するときは、モルタル建物等の壁体等はく離等に注意がはらわれているか。	
参考図	<p>* 進入隊員及び支援隊員は、呼吸器を着装しているか。</p> <p>(a)  (b)  (c)  (d) </p> <p>* 進入に際し、援護注水は整っているか。</p> <p>* 足場の強度は十分か。</p> <p>* はしごは、確保されているか。</p> <p>* 進入先の足場の強度を確認したか。</p>
事故事例	<p>1 火元建物に進入したところ、反対側で防ぎよしていた他隊の放水を受け、両眼を受傷した。</p> <p>2 2階に進入する隊員のはしごを確保中、落下物が目に入り、角膜びらんを生じた。</p> <p>3 二連はしごを伸てい中、止め金具がロックされたと勘違いして、引き上げロープを離したところ、はしごがすべり落ち、確保者が右第1指を打撲した。</p> <p>4 架てい場所が不安定なうえ確保が不十分であったため、はしごが横すべりし、登っている隊員が転落し受傷した。</p> <p>5 2階ベランダに架ていたはしごに登はん中、ロープに絡まり足を踏み外して転落し、腰部を捻挫した。</p> <p>6 右手で物干台をつかみ進入しようとした際、物干台が腐っていたため折れ転落し左でん部を打撲した。</p> <p>7 付近にあった木製はしごを使って2階に進入しようとしたところ、横さんが折れて転落し、打撲傷を負った。</p> <p>8 ブロック塀を乗り越えて進入しようとしてブロック塀に登った時、盗難防止用の鉄柵に接触し、左上腕を挫創した。</p> <p>9 隊員が、放水前に筒先を持って屋内に進入しすぎたため、炎にあおられ火傷した。</p> <p>10 人命検索のため屋内に進入しようとした時、フラッシュオーバー現象による火煙の噴き出しにあい、気道に熱傷を負った。</p> <p>11 作業場内に進入しようとした時、丸太につまづき、左アキレスけんを切断した。</p> <p>12 屋内階段を上がり2階へ進入しようとした時、階段がぬれていたためすべり、転倒し右手を骨折した。</p>

安全管理総論

第1 安全管理について

1 安全の定義

安全 (safety) は、『受入れ不可能なリスク (risk) がないこと』と定義される。リスクとは『危険な状況下で起こり得る傷害又は健康傷害の可能性とその程度の組合せ』とされる。決して『安全な状態』と『安全でない状態』のように、はっきりと分かれているものではなく、安全性が高いとか低いとのように評価されるものである。同様に『安全行動』とか、『不安全行動』のようにはっきりと分かれる性格のものではない。安全性の程度は、『傷害の起こり得る可能性』と『傷害の程度』の組合わせによって、『取るに足らないリスク』、『広く受け入れられるリスク』、『許容可能なリスク』、『受入れ不可能なリスク』等に分類される。

『受入れ不可能なリスク』は、少なくとも『許容可能なリスク』まで下げる必要がある。『受入れ可能なリスク』が達成された行動か、否かだけ判断できるのみである。

2 安全管理とは何か

安全管理とは、一般的には、職場の不安全な状態と作業者の不安全な行動を除き、さらに進めて安全な状態を確立することにあるといわれている。

災害現場活動における死傷事故の原因を分析・究明し、その原因に応じて計画的に災害現場活動における事故を防止し、隊員の身体的・精神的安全を確保するものであり、その中には、隊員がその職務を遂行する場所における諸環境の物理的・理化学的条件が、隊員の身体的・精神的健康に及ぼす影響を分析し、問題点を組織的、科学的に除去し、事故を防止するための施策とそれを実践する体制を構築することである。

災害現場活動の中に顕在化あるいは潜在化している危険を取り除くことによって、本来あるべき 100%の能力を発揮させる組織活動が安全管理である。言い換えれば、それは“危険因子”を取り除く活動である。そのために、活動マニュアルを整え、消防資器材に投資し、必要な訓練や教育（研修）を行うことが必要となる。

また、安全管理の本質は、リスク・マネジメントであるともいえる。事故発生の確率と事故発生時の被害の大きさの両方を考えるから、安全管理が成り立つ。潜在しているリスクを洗い出し、事故が発生する前に事故を防ぐという本質安全化(inherent safety by design)を強力に推進していく必要がある。

第2 安全管理の概念

消防活動は、安全ぎりぎりの行動を強いられ任務を遂行しなければならない。従って、安全管理はそれ自体が目的でなく、任務遂行と両立の関係にあり、さらには任務遂行を前提とする積極的な行動対策である。

また、消防活動は、「安全」「確実」「迅速」が原則である。この一つでも欠けることは許されない。

- 1 現場の安全管理は、任務遂行を前提とした積極的な消防活動に対する安全確保を基本とする。
- 2 安全を無視しては、消防目的の達成はありえない。したがって、消防活動と安全管理は表裏一体の関係にある。
- 3 不安定かつ変遷する災害現場の安全管理は、常に流動的要素が高く、活動推移と並行して進める必要がある。
- 4 危険に対する感覚・感性を高め、正しく予知・予測し事前に潜在的危険要因を排除す

火災現場活動一般編（木造建物火災を基準として）

1 指令受信時

- (1) 出動指令を受け、一斉に行動を開始するときは、隊員同士の衝突や転倒に注意すること。
- (2) 外開きのドアは急激に開放せず、階段は一段ずつ降りること。
- (3) ガレージ内で防火衣を着装するときは、周囲に注意し、隊員相互の間隔をとること。
- (4) 柱と車両の間をすり抜け乗車しないこと。
- (5) 乗車するときは、他車両のドアの開閉に注意し、車両の前方を横切らないこと。
- (6) 出動に際しては、ガレージシャッターが完全に開放されているかを確認すること。
- (7) ガレージシャッターの閉鎖は、車両がガレージ外に出たことを確認して行うこと。

2 出動時（乗車時）

- (1) 車両のドアは確実に閉鎖すること。
- (2) 衣類、資器材の挟まりに注意すること。
- (2) 隊員は、固定物を握り、相互に乗車したことを確認し乗車の合図を確実に行うこと。
- (3) 隊長は、無線の開局を確認するとともに、隊員の乗車状況を確認し、発進の合図を行うこと。
- (4) 運転員は、隊長の合図により発進すること。
- (5) 前面道路に出るときは、一旦停止し、左右の歩行者及び車両の安全を確認すること。

3 走行時

- (1) 緊急出動中の車両の運行は、関係法令、規程等に規定する事項を遵守すること。
- (2) 隊長は、走行中適宜拡声器等を使用し、一般車両や歩行者に注意を促すこと。
- (3) 特に、商店街、小道路、横断歩道を通過するときは、他の車両の陰から飛び出す車両、歩行者に注意すること。
- (4) 緊急車同士が重なって走行するときは、車間距離を充分にとり、後続車は一般車両等の飛び出しに注意すること。
- (5) 運転員は、火災や無線交信等に気を取られて前方注視を怠らないこと。
- (6) 走行中は、固定物を握り急制動に備えるとともにナビゲーション等の確認は必要最小限とすること。
- (7) 運転員と乗組員は、相互に協力し、喚呼応答を確実に行うこと。
- (8) 到着順位、進入方面等から最も早く状況を把握した隊長は、災害状況に併せて活動危険物質の有無について指令センター長に速報すること。

4 現場到着時

(1) 停車時

- ア 隊長の停車合図は早い目に行い、急停車しないこと。
- イ 駐車ブレーキは確実に作動させ、車両が確実に停車したことを確認して車輪止めをすること。
- ウ 停車位置は、傾斜地及び軟弱な場所は避けること。
なお、やむを得ず、傾斜地又は軟弱な場所に停車しなければならないときは、車輪止めを増強する、又は、敷板を敷くなどの補強措置を講じること。
- エ 資器材の取り出し及び吸水、ホース延長等に必要な作業スペースを確保して停車す

ること。

オ 後着隊の通行及び活動障害とならない場所に停車すること。

カ やむを得ない場合を除き反対車線には停車しないこと。

キ 爆発現場等では、2次災害の危険のない場所に停車すること。

(2) 下車時

ア 下車は車両が確実に停車し、隊長の下車の合図で行い、一般車両、歩行者等に注意して行うこと。

イ 車両ドアの開放は、人や障害となるものがないことを確認した後に行うこと。

ウ 下車は、足元に注意し、防火衣等が積載物等に引っかからないように確認して行うこと。

エ 車両から降りる場合は、支持物を保持し、足下の安全を確認して行うこと。

オ 車両からの飛び降りを行わないこと。

(3) 車両誘導

ア 水利の位置及び停車位置を示し、ホース等の障害物を排除して誘導すること。

イ 誘導は、一般車両、歩行者及び足元に注意して行うこと。

ウ 誘導の合図は指名された者が行うこと。

エ 誘導時は、後方だけでなく、ハンドル操作の反対側についても注意を払うこと。

オ 車両の前部、後部での誘導を行わないこと。

カ 合図は、警笛、号令等を用い、距離、幅員、高さ及びその他の障害物を明確に誘導すること。

キ 夜間の誘導には、照明器具を活用すること。

ク 運転員の視野を妨げる位置での誘導を行わないこと。

ケ 歩きながらの誘導は、つまずき等に充分注意すること。

コ 車両移動時は、車両に結合されているホースを離脱するとともに、その他の資器材を収納した後とすること。

サ 吸水を確認した後にホース延長を開始すること。

シ 車両の移動には、誘導員を必ず配置すること。

水利部署の原則

火災、煙、落下物、漏洩・流出物質等による二次災害のおそれのない消防水利を選定する。

・ 交通量の多い道路上での水利部署は、次による。

① 車両の進行方向に向かって、車両と路肩の間に水利が位置するように停車すること。

② 必要に応じて、ホースを代用吸管として利用すること。

③ 隊員相互間で交通の監視を行い、必要な場合は前照灯及び作業等を点灯しておくこと。

④ 夜間、気象状況等により暗い場合は作業灯を点灯すること。

⑤ 水利使用中は、注意標識板、ロープ等で明示するとともに夜間等は作業灯で照明することに配慮すること。

5 ホース延長時

(1) 消火栓

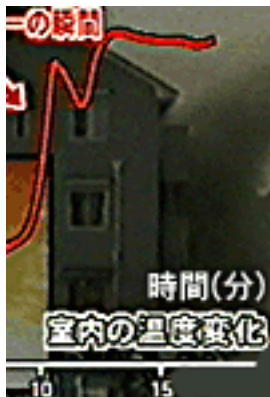
(以下 略)

フラッシュオーバーとは

フラッシュオーバーとは、室内で火災が発生し可燃性のガスが生まれ、そのガスに炎が引火して一瞬のうちに炎が広がる現象のことをいう。フラッシュオーバーを境にして、室内の温度は急激に変化し、約 1000 度にまで上昇する。また、室内の空気成分も劇的に変化する。

それまで部分的な火災に留まっていたものが急激な温度の上昇を伴って、室内全体が一度に燃焼することから、この内部にいる人間の救助活動は非常に困難になる。出火後フラッシュオーバーが発生するまでの時間は、その室の形状や内装材が不燃性か可燃性かなどにより異なるが、出火後 3～10 分が目途となる。

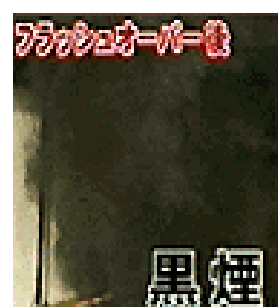
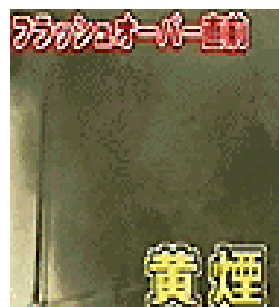
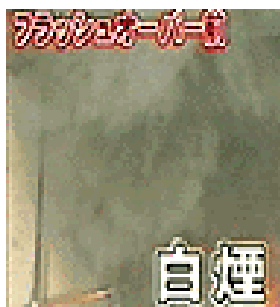
フラッシュオーバー前後の空気成分の変化は、酸素が激減し（酸欠状態）、二酸化炭素及び一酸化炭素が急増することとなる。



1 フラッシュオーバー発生経過

フラッシュオーバーは火災の初期から最盛期に移行する時に発生する。

- (1) 室内の一部で火災が発生して、可燃物の家具などが燃え始める。
- (2) 発生した火災は高温気体となり、壁の一部が燃え始めると、高温気体層が厚くなり、そこからの熱放射が強くなる。（高温熱気で窓ガラス等が破られるのがこの時点である。）
- (3) 窓から高温熱気が噴出すると共に外気が入る。それに伴い、床面等の室内の未燃焼部分の温度が上昇して、その表面温度が発火温度に近くなると火災が高速で広がって、室内の可燃物に一齐に火がつく。
- (4) 濃煙の中に黄色い煙が混じったらフラッシュオーバーの前兆である。
 - ア 「炎の様子」・・・炎が天井に届いたら、1分以内にフラッシュオーバーが起こる。
 - イ 「煙の様子」・・・黄色い煙が出てきたら、フラッシュオーバーは近い。
- (5) フラッシュオーバーの前兆としてロールオーバーが起こる場合がある。これは、延焼拡大の過程で天井付近で散発的な可燃性ガスによる発火の現象である。



○アンケート調査について



1 調査目的

- ・ 安全管理体制に関する事項(安全管理規程:安全関係者会議の開催状況等)
- ・ 警防活動時及び訓練時における安全管理マニュアルの活用状況
- ・ 各消防本部(消防団)の独自の安全管理対策(先進事例等)

2 調査対象

- ・ 全消防本部 802本部(平成22年4月1日現在)

3 アンケート項目(詳細は別紙のとおり)

- (1) 組織の安全管理体制について
- (2) 警防活動時及び訓練時における安全管理マニュアルについて
- (3) その他
 - ・ 独自の安全管理対策(先進事例等)
 - ・ 消防ヒヤリハットデータベースの活用状況

4 スケジュール

- ・ 7月下旬アンケート配布、8月中旬頃 締め切り・集計
→ 第3回検討会資料

○組織の安全管理体制について

組織の安全管理については、昭和58年7月26日付け消防消第90号において「安全管理体制の整備について（通知）」を发出し、その中で「〇〇消防安全管理規程（案）」（以下「規程（案）」という。）を示しているところです（資料1-2参照）。

問1 貴消防本部において、安全管理に関する規程の制定状況をお答え下さい。

	規程（案）を参考にして、安全管理規程を制定している （衛生管理規程を含んだ形にしたものを含む。）
	規程（案）を参考にせず、消防本部独自で安全管理規程を制定している
	策定していない
	（理由）

問2 問1で「規程（案）を参考にせず、消防本部独自で安全管理規程を制定している」と回答した消防本部にお伺いします。

消防本部独自で策定した安全管理規程と、別添1に示した規程（案）とで相違する内容を記入して下さい。

--

（以降、問1で「規程（案）を参考にして、安全管理規程を制定している」と回答した消防本部にお伺いします。）

問3 規程（案）第16条に安全関係者会議について規定されています。

当該会議は、各安全関係者会議に共通する問題及び消防本部全体に影響を与える施策基本的な事項について調査審議する上部機関として設置されるものです。

1 当該会議の開催の状況についてお答え下さい。

(1) 消防本部安全管理規程に規定されている回数

	1年に1回以上開催
	半年に1回以上開催
	必要に応じ議長が招集
	その他（【 】月に1回以上開催）
	特に規定していない

(5) その他安全管理上重要な事項に関すること（内容を記述下さい）

--

3 設問 2(4)の「公務災害の原因の調査及び再発防止策に関すること」について、実施したと答えた消防本部において、その具体的内容についてお答えください。

(1) 公務災害の原因の調査

--

(2) 公務災害の再発防止策

--

問 4 規程（案）第 1 2 条に総括安全関係者会議について規定されています。

当該会議は、消防本部・消防署単位における個々の安全管理に関する事項について、きめ細かく調査審議する機関です。

1 当該会議の開催の状況についてお答え下さい。

(1) 安全管理規程に規定されている回数

	1 年に 1 回以上開催
	半年に 1 回以上開催
	1 月に 1 回以上開催
	必要に応じ議長が招集
	その他（【 】月に 1 回以上開催）
	特に規定していない

2 当該会議において平成 20・21 年度に調査審議した内容についてお答え下さい。

平成 20 年度

--

平成21年度

--

問5 規程（案）第3章第1節は、安全教育についてそれぞれ規定されています。

1 規程（案）第22条に規定する、一般教育の実施状況についてお答え下さい。

(1) 教育計画の策定状況

	教育計画を定め、安全管理教育を実施している
	特に定める教育計画はない
	その他（ ）

(2) 教育の実施内容（所属ごとに限る）

	OJTを中心とした職場教育（訓練）
	（職員のみ） 集合研修
	（外部講師を招へいた） 集合研修
	職員による意見発表会等
	その他（ ）

2 規程（案）第23条に規定する、特別教育についてお答え下さい。

(1) 消防本部安全管理規程に規定される対象者

	新たに採用された者
	著しく業務の異なる職に配置された者
	公務等による災害を繰り返す者
	新たに管理監督的な職に任用された者
	その他（ ）
	特に規定していない

(2) 新たに採用された者に対する教育カリキュラム等

	教育カリキュラムを作成している
	教育カリキュラムを作成していない

(3) 新たに採用された者に対する教育教材等

	消防本部独自で教育教材等を作成している
	消防大学校・消防学校の教材を使用している
	その他（ ）

(4) その他の教育に関する取り組みについて実施している本部は、その内容をお答え下さい。

--

問6 安全管理対策について消防本部独自の取り組みをお答え下さい。

--

○消防団員に対する安全管理

消防団員の安全管理の取り組みにおいて、貴消防本部で実施している内容についてお答え下さい。

(1) 警防活動時等における安全管理の取り組み

--

(2) 訓練時における安全管理の取り組み

--

○警防活動時及び訓練時の安全管理マニュアルについて

作成状況

	警防活動等のマニュアルを作成している（警防活動全般）
	訓練時のマニュアルを作成している（訓練活動全般）
	警防活動の一部のみマニュアル化している（倉庫、鉄道の活動等）
	訓練活動の一部のみマニュアル化している（救助訓練等）
	その他（ ）
	特に作成していない

○その他

1 消防ヒヤリハットデータベースについては、全国の消防職団員及び消防本部等に事例情報を提供し、消防活動における安全管理・確保に資することを目的として構築されたシステムです。

問1 消防ヒヤリハットデータベースの活用方法についてお答え下さい。

	安全教育用の教材として活用している
	自己研鑽用の資料として職員に周知している
	総括安全関係者会議等の資料として活用している
	ほとんど活用していない
	その他 ()

問2 問1で「ほとんど活用していない」とお答えした消防本部にお伺いします。
活用していない理由についてお答え下さい。

	周知がいきわたっておらず、職員自身はその存在を知らない
	使いにくい
	活用できる情報が少ない
	消防本部独自でシステム等を構築している
	その他 ()

問3 安全管理全般について、何かご意見がありましたら記入願います。

--

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。